

県「拡声機規制条例」の改悪に反対し、現行条例の廃止を求めます

2011年12月8日 日本共産党滋賀県委員会

現在開かれている県議会11月定例会に「拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例」案が提案されています。この提案は、憲法で保障されている言論表現の自由を侵害するおそれをいっそう強めるものであり、私たちは「改正」案に強く反対し、現行条例も廃止するよう求めます。

今回の「改正」案は、拡声機から10メートル未満の地点で音量を測定し、10メートル離れた地点の音量として「換算測定方法」によって判断しようとしています。

これでは警察官が拡声機に密着して測定することも可能になり、街頭宣伝する人たちの周囲に、警察官が「立ちはだかる」状況を生み、周囲の人たちに奇異な感じを与え、立ち止まって訴えを聞くことをはばからせ、ひいては街頭宣伝の効果を減殺し、宣伝する県民、市民に直接の威圧を加えることとなります。

近接した場所での音量測定は、周辺の騒音などが85デシベルを超える場合などにも適用される可能性があり、このような場合でも、「6月以下の懲役または20万円以下の罰金」という大きな罰則で規制され、さらに現場の警察官の恣意的な規制もおきかねません。

今回の「改正」には「拡声機を使用した団体等が、一部の政党や特定の企業等を対象として、耐え難い大騒音を発し、執拗（しつよう）に街頭宣伝を行うなど」という事態を「理由」にあげています。しかし、そのような事態が、「10メートル離れて音量測定ができない」状況だとは、およそ考えられません。「耐え難い大騒音」行為は、条例がなくても、現行法規による取締りが可能なものです。

そもそもこの条例は1992年に、右翼団体の暴騒音行為を抑止するためと説明されて、制定されました。制定時から、正当な言論表現活動への規制や干渉にわたるおそれがあり、憲法で保障されている言論表現の自由を侵害しかねないと、強い反対意見があったものです。

一般の市民や労働組合などが、切実な要求の実現を求め、署名を訴えるなどのさい、拡声機を使用することは最近、目だって増えてきたことです。拡声機使用は、選挙と選挙運動に限定されたことではありません。こうした運動が暴騒音をまきちらすなどとは考えられないことで、実際にも社会的な節度を持っておこなわれています。

ところが条例第2条は、条例を適用しない拡声機使用は、「公職選挙法の定める選挙運動または選挙における政治活動」だけしか認めていません。これでは、広範な県民、市民が訴える活動が、警察官による規制を受ける対象だということと同じです。

県民、市民の正当な言論表現活動に網をかける必要はまったくありません。